

平成25年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年5月7日（火）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一
23番	小路 修三	24番	徳井 勝美	25番	田上 均	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 井上 清晴 22番 原口 邦弘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 古川 泰宏 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 事務吏員 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 23号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 24号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 25号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 26号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 27号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 28号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 29号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 9号 農地の形状変更届について
- 第10号 許可不要転用届について
- 第11号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） それでは、定刻になりましたので開会したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち原口委員、井上委員、2名の欠席の届けがきております。ほかに福田委員が少し遅れるということでございますので、一応始めさせていただきます。34名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第4回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。新しく来られた職員の方には、よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

本日は何かとお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではありますが議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第23号より議第29号まで122件と報告44件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、20番福田委員と21番田上一委員にお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第23号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第23号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、川島の申請人で、申請物件が北牟田の田1万1,322㎡外3筆で、1万4,667㎡を子へ一括贈与するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田230㎡を耕作不便と隣接取得による売買です。

3番、神奈川県鎌倉市と大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,062㎡を叔父へ贈与するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑771㎡を義弟へ贈与するもの

です。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田762㎡を弟へ贈与するものです。

6番、片諏訪と三ツ川の申請人で、申請物件が伊倉南方の田5,402㎡を、これは九州新幹線濁水等被害対策事業による溜め池用地買収に伴う代替地として取得されるものです。

7番、埼玉県児玉郡上里町と玉東町の申請人で、申請物件が青野の畑508㎡外1筆、計938㎡を相手方の要望と規模拡大による売買です。

8番、小島の申請人で、申請物件が小島の田400㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

9番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑287㎡外2筆、計2,517㎡を子へ一括贈与するものです。

10番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田330㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

11番、中と伊倉南方の申請人で、申請物件が川部田無田3,235㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

12番、東京都青梅市と両迫間の申請人で、申請物件が両迫間の田1,044㎡を耕作不能と規模拡大による売買です。

以上12件、3万1,358㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

すみません、ちょっと最初に皆さんにお詫び、訂正をすべきところでした。ここに4カ所今回の議案の修正がありますので、申し訳ありません、その点はよろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○11番（竹下宏介君） 1番の案件について、譲渡人と譲受人と親子関係で、譲受人も専業農家で一緒に農業を頑張っておられます。また、下限面積も満たされており、この子どもへの贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○35番（池本信秋君） 2番の案件について説明します。

譲渡人は耕作不便で、譲受人は隣接地取得で、譲受人は米やみかんを栽培されます。また、下限面積も満たされており許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○10番（坂本誠二君） 3番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は叔父ということになってますけども、いところ同士でございます。それで相当前から譲受人がみかんを管理されとるということで、お互いにもう年になったということ、贈与したいということでございます。十分に下限面積もあり許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○32番（生田三之利君） 4番の案件について説明をいたします。

贈与地はみかん畑であります。贈与人の夫と兄弟関係にあり、昨年兄が他界されてまして、女では管理運営が耕作不能ということで、そのために義理の弟へ贈与されるものです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○23番（小路修三君） これは、譲受人と申請人は兄弟であり、年齢のほうも83歳という高齢でございますけど、まだ頑張っておられますので何ら問題ないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○17番（鎌本勝利君） 6番の案件について説明します。

九州新幹線玉名トンネル工事を原因とする福山区の農業用水などの拡幅に伴う渇水対策事業として農業用水のため池が計画され、その用地の一部として譲受人夫婦の農地が対象となり買収されることになりました。農業を継続していくためには農地が必要で探していたところ、譲渡人の農地は夫が病弱であり、その他の家族は女性のため、労力不足で維持管理が困難となっており、譲り渡ししてもいいとの承諾を受け、代替地として取得することになりました。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○13番（本田多美子君） 譲渡人は埼玉県在住ということで、相続で果樹園を取得されております。耕作がちょっと無理ということ。譲受人は玉東町でみかん栽培をされている農家の方で、規模拡大ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 8番。

○11番（竹下宏介君） 8番の案件について、譲渡人は労力不足、譲受人は耕作便利です。下限面積も満たされており認可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 9番は原口委員の担当でございますが、今日は休みでございますので、私が代わっていたします。

親子でございまして、子への一括贈与となっております、何も問題なく許可相当と判断いたします。

次、10番。

○24番（徳井勝美君） 譲受人は耕作便利、譲渡人は労力不足、下限面積も満たされておりますので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 11番。

○12番（坂西孝之君） 労力不足と規模拡大ということで、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、12番。

○16番（田辺信之君） 12番の案件について説明します。

譲渡人は現在東京に住んでおられます。これは単身赴任で住んでおられます。それで自宅は両迫間にあります。今回譲渡人の土地を、戦後から小作されていた方が、耕作不能ということで返すということで、相談があり、自分方では管理できないということで、譲受人が購入するということになりました。そこで、譲受人は機械、労力等も十分あり、下限面積も超えていますので許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第23号は許可することに決定しました。

議第24号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第24号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、中と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田952㎡外2筆、計3,357㎡を相手方の要望と契約内容の変更、これを不明小作だったのを今回3条小作ということで変更されるものです。平成25年5月7日から5年間の契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,323㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年6月1日から5年間の契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,643㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年5月7日から10年間の契約をするものです。

4番、立願寺と玉名の申請人で、申請物件が富尾の田1,619㎡外1筆、計6,325㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年5月7日から5年間の契約をするものです。

5番、富尾と玉名の申請人で、申請物件が富尾の田491㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年5月7日から5年間の契約をするものです。

6番、築地と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田386㎡外3筆、計2,263㎡を労力不足と相手方の要望により、平成25年5月7日から5年間の契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地947㎡を労力不足と相手方の要望により、平成25年5月7日から10年間の契約をするものです。

8番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田403㎡外1筆、計1,160㎡を相手方の要望と耕作便利により、平成25年5月7日から5年間の契約をするものです。

以上8件、1万8,519㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

これも原口委員が休みですので、私のほうから説明いたします。

相手方の要望と契約内容の変更ということで、平成25年5月7日より5年間の契約でございます。何も問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○32番（生田三之利君） 2番の案件について説明をいたします。

借受人は貸人の甥ごに当たり、年齢も70歳を超え高齢で労力不足であり、貸人は規模拡大ということで、今年よりミニトマトを栽培されております。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番。

○29番（田上輝行君） 3番の件について説明いたします。

お二人は同じ部落に住んでおられる方でございます、何ら問題なく許可相当と
思います。

○議長（東 令佐君） 4番。

○16番（田辺信之君） 4番の案件について説明します。

労力不足と規模拡大で、次の5番も一緒に、労力不足で、借受人のほうは規模拡
大で下限面積も超えています。機械とか労力も十分ありますので、許可相当と判断し
ます。

○議長（東 令佐君） 6番。

○26番（小島昌文君） 6番の件について説明します。

譲渡人は労力不足で、譲受人は米を作っておられますので許可相当と判断いたし
ます。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○33番（谷川文武君） 持ち主はご高齢で労力不足、借りる方は相手方の要望という
ことで、10年間の契約になっております。何ら問題はないものと判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○7番（永田知博君） 質問いいですか。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 今、1番の、この契約内容の変更ということでここに記載して
ありますね。報告第8号3番と関連ということで、こっちのほうを見ますと、
不明耕作というのが載つとるですたいね。これはどういうことですかね、不明耕作。

○事務局長（永井正治君） 不明耕作といいますか、これは戦前より小作されとってで
すね、農地法のできる前からもうされとるので、契約内容とかそういうのがもう書
類も何もなかですもんね。今回、貸人と借人の間できちっと契約をしたほうがいい
ということで、3条で小作の契約をするということで新たにさせていただいたとい
うことです。

○7番（永田知博君） もともとそれじゃあここで貸し借りはあったわけですか。

○事務局長（永井正治君） もともと借人のほうから言われたわけです。

○7番（永田知博君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、1番から7番までは、原

案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第24号の1番から7番まで、許可することに許可することに決定しました。

引き続き8番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、退席をお願いいたします。

— 17番 鍛本勝利君 退室 —

○議長(東 令佐君) 担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○2番(取本一則君) 貸人は相手方の要望ということでございます。借人の方は耕作便利。この借人の方は、この三ツ川楠浦というこの土地の周辺にほとんど耕作をされておりますので、大変耕作に便利になるということで、本人の要望でございました。許可相当と判断いたしました。

○議長(東 令佐君) ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についての8番について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第24号の8番について、許可する決定いたしました。

議第25号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(永井正治君) 議第25号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,962㎡外5筆、計1万1,060㎡を相手方の要望と経営独立により、平成25年5月7日から20年間契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,557㎡外4筆、計4,879㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年5月7日から10年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,839㎡外2筆、計5,31

1㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年5月7日から10年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地620㎡の農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年5月7日から10年間契約をするものです。

以上4件、2万1,870㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○10番（坂本誠二君） これは地元の方ですけども、大浜の貸人と借人は親子関係でございまして。当初同居されておりましたが、借人が今度新しく別のところで新築の家を造られました。と同時に親の貸人の体調がいま一つ不良ということで、ある程度息子さんのほうに任せるということとございまして。下限面積も十分であり、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 2番。

○24番（徳井勝美君） 2番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親子関係で、農業者年金受給のために再設定をされるということで、認可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番。

○32番（生田三之利君） 3番の案件について説明いたします。

親子間であり、農業者年金の受給のためであり、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。

○33番（谷川文武君） 4番のご説明申し上げます。

天水の貸人と借人は同一世帯の親子でありまして、農業者年金受給の貸借の再設定ということで、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第25号は許可することに決定しました。

議第26号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第26号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が玉名の畑893㎡で、当初計画書は平成25年12月に平屋建3棟の建売住宅として転用許可を受けました。しかし、その後各区画とも3台分の駐車スペースを確保するため敷地面積の変更を行った結果、区画の中で奥行きが狭い西側の区画では3台分の確保ができないため、平屋建を2階建に変更されるものでございます。以上です。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

委員の説明の前に、1番には顛末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○係長(二階堂正一郎君) — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長(東 令佐君) 担当委員の説明をお願いいたします。

○16番(田辺信之君) 1番の案件について説明します。

この案件は、昨年の11月の総会に提出された3棟平屋という案件でした。この顛末書のとおりその1棟を2階建に変更するものです。

○議長(東 令佐君) 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○16番(田辺信之君) この3月26日、現地調査やったときですね、この申請人の3棟平屋ていうのが1棟が2階になってたわけですね。建築が進んでいたわけですね。こちらから行って初めてこういう設計変更とか顛末書が出てますけど、本当は設計をした時点でもうわかっているはずですね。3棟にするていうこと、2階建にするていうことは。それが事後連絡ということで、私たちがもしそれを問題視せんならば、そのまま平屋を2階建にする可能性があるわけですね。そういう意味で県と話し合うということになりましたけど、その結果はどうなったのでしょうか。事業ストップするとか。

○事務局長(永井正治君) そうということで、一応事業計画の変更を出していただくと

いうことで今回出していただいております。本来であればこの備考に書いて、私も説明しましたようなことを、当初申請の段階できちっと詰めていただいて申請すべきであると私も考えておまして、申請人のほうにはですね、今後このようなことがないように十分計画を詰めて申請をしていただきたいということで要望しております。申請人についても、そこまで詰めて申請をしなかったのも申し訳なかったということで、お断りのお話はありましたので、今後このようなことがないようにですね、十分、土地条件あたりも含めた計画を、一連の流れで提出をしていただくということで一応お話をしました。

○7番（永田知博君） よろしいですか。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 今回の件に付随して、例えば、始末書を職員の方が読んでそれで終わりという感じじゃなくしてですね、ここに出てきてもらってちゃんと釈明してもらおうとか、そういうことはできんとですか。ただもう始末書さえ添付すればそれで通すということじゃ何かあまりにもね。そこまでする必要はないといえないかもしれんけども、やっぱりそういう意見もちよっと聞いたこともあるもんだけですね。

○事務局長（永井正治君） そうですね、今言われたように1回継続審議するとか、ここに来て説明をしていただくというのも一つの方法だろうし、それは一応あくまでも議案書につきましては、総会の皆さん、委員の皆さんで総会で決定するわけですから、皆さんのそういう要請であれば、総会の場に来ていただいて釈明していただく。ただ、あんまり来ていただくということは、さらし者ていうともちよっと言葉が変ですけども、そういうこともどうかなあというふうにも思いますけども、なかなか今までもこういう案件がありまして、私たちも現地を見に行きますと、当初と違っている部分もあります。法的には原状復旧とかそういうようなこともあるんですけど、なかなかそういう行政処分というのにはできないような現状ですので、そのへんの判断というのは非常むずかしいところであるんですけども、この場に来ていただいてそういう釈明をしていただくということがこの委員会の総意であれば、今後そういうふうにしたたり、あるいは、1回保留にするとか。ただ保留にするとしても何らかのそういう部分の説明あたりは必要であるし、それは一応事前着工してあるために、一応現地確認の必要があるから保留にしましたというようなことも可能かなというふうに考えますので、そのへんはこの場で決めていただければいいかと思えます。

○議長（東 令佐君） ただいまの意見に対しては、何か意見が違う意見がございましたらどうぞ。

○20番（福田友明君） 私の思うのは、申請人というのは、要はいうならばプロですもんね。田辺さんがおっしゃらなかったら、もう農業委員会通ったけんよかたいというような気色はあったとは思いますが、個人的にはですね。だから、こういうことに対してはプロであるならばですよ、農業委員会、自分たちがやった計画が変更が出たら速やかに届けるのが当然のことであって、そういうことを私たちは見過ごしてはいけないなと思いますよ。今回の場合は仕方ないと、ほかにこういうような、プロの方のこういうふうなことで農業委員会軽視の方向にいくならばですよ。私達も市民に対しても申し訳が立たないと思いますから、今後注視すべきだと思います。

○13番（本田多美子君） いいですか。私も今そんなふうに思ってたんですよ。農業委員の権利といいますか、義務ももちろんですけど、ないんですよ、ただここに来て「承認、承認」で、これだけ事務局が十分されたけんが、議案見てから判断、許可相当の判断をするしかないということで。でも、本当今、あれ始末書読まれたから、えー、これひょっとしてもうしてあつとかなあて私、一人思いよったんですよ。もうある程度してあるということをおっしゃったように、農業委員さんを見て初めてわかったということで、非常にやっぱり重要な問題だと思うので、やっぱり一人一人農業委員自体が、前は、本当は前の議員さんがいらっしゃったですね、農業委員の議員さん、あの人は原状復帰せれて、そんな強い言葉はおっしゃってたんですよ。だから、なんですか、素人の方は仕方ない、もう今回はという形でいいけど、そういうプロの方には、来てもらえんですかぐらい言うて、おどしじゃないけど、ある程度農業委員みんなそういうふうな気持ちを持っていますからというて、この方に関しては少しは強く言っていたきたいと思います。

○事務局長（永井正治君） わかりました。担当の係長のほうにも、これからも私も含めて、非常に申請の段階です、やはりもう少し厳しいチェックと確実な推敲をお願いしますということしか私たちもできないもんですから、今後そういうのが出た場合はですね、やはり、こういうところは今、本田委員がおっしゃるとおりプロですから、きちっとけじめはつけるべきだなあというふうには感じました。

○2番（取本一則君） いいですか。申請を出したらその月に、15日締め切りで、その月の5日に農業委員会のほうでやって、県まで2カ月ぐらいしたら転用の許可が下りると。それから工事をして、何月ぐらいには、プロの人は3カ月ばかりしたら造れるんじゃないかということで、事業計画をきちっと立て、何月ごろはもう販売に入るというような計画を立てて、そして資金計画も立ててされとつと思うですよ。だから、そういうことで、受付の段階でこういういろんな問題があったときは、おたくあたりが途中から、何月に販売しようと思っても売れないんですよとい

うぐらいのことは言っいてもよかて思うたいな、受け付けしたときは。特にこういう建売の場合は、いつごろ販売しようていうのも、販売するていうとも大体出とって思うとたい。この建物についてもな、もう仕方ないかて、俺は俺の勘違いかどうか知らんけど、この間、熊日新聞にも売り出しの広告に出とったもんな。見なさったかどうか知らんばってん、この間、熊日の広告の中に、販売で価格も出て、ちゃんとした位置も出とったもんだけんですね、あれって思うたっですが、やっぱりそこらあたりは、やっぱり業者として、プロの業者として少し、さっきなめられとってじゃなかるかていうごたるふうで、やっぱり事業計画がこれは変更が終わるまでは、それをちょっと明日でん出したいとか、本当はそういう気配りというかですね、事務局ばかり、もう私どんもあれだけど、たまに目を光らせて、新聞広告あたりを見て、販売はどこば建て売りしよるかなあていうのを見て、ああ、これはうちの農業委員会にはいつごろかかった案件たいていうぐらいはですね、やっぱり気をつけとかにやいかんとじゃなかるかなあて思いました。私ども今後ですね、やっぱり自分のとこにまたいつこういうのが降りかかってくるかわからんもんですから、そこらあたり注意深く、今後見ていきたいと思っております。

だから、農業委員の権威というか、権限ていうと、そういうプロの人とか一般の転用される方とか、土地を取得される方あたりも、農業委員会とはというのをですね、玉名市の土地改良とかあがんとは、地元の人たちは、農地のあがんとはえらいで土地改良あたりは詳しかですが、農業委員さんな何しよらすとだろかていうごたつとのたいぎゃあつとですよ。「取本さんは何しよつとな」て、農業委員で。この間なんか農業委員会のつに載とったけん、あたが何ばしよるかわかったもんなていうぐらいの調子だもんだけんですね、そこらあたりも日ごろから、そういうことを地元の人たちにですね、こがんとをせにやんばいていうことを話しながら、不動産業者あたりの人たちにもたまに会うもんだけんですね、そういう話は私もしよるつもりでおりますので、今後は私たちが気をつけてそこらあたりやっついていかんかんとというふうに思っております。以上です。

○議長（東 令佐君） この問題は、許可相当でよかですかね。

○16番（田辺信之君） はい、いいです。今回は仕方ないでしょう。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第26号は許可相当と意見決定することに決定しました。

議第27号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第27号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が寺田の畑764㎡で、転用目的は植林です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上1件、764㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

これも顛末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 朗読が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○14番（森川正志君） この案件は自分のうちのすぐ近くなんです。昔から知るところで、前から男竹という普通の竹がやぼくらんごつなとったつですよね。それはどうしてかという、この申請人さんが昭和30年後半ぐらいまでしきや地元におんなはらんだったわけですね。これをそのままほったらかしで、今は私たち現地を見ましたけど、もう手のつけようもないほど竹が、男竹が密生しております。それを何とか今度は機械を入れるために、近所の方が今、麦を作とられ、その道を利用して重機でちょっと耕してですね、クヌギを40本ほどかな、そのくらいちょっと植わして山林にしようかなというごたる考えでおられるけん、それがいいですねて言うたごたるふうです。この件については仕方ないというか、許可申請せにや仕方ないと思います。そういうことで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○4番（西川英文君） よかですか。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○4番（西川英文君） 森川議員、ここは周辺の農地の方は別に困ってはおられません

か。

○14番(森川正志君) 周辺も、前は栗園だったつがまた孟宗竹が入ってきて、もうその付近はどうしようもないです。問題という点はないと思います。

○事務局長(永井正治君) この土地に、農道というか昔の畦道を挟んで反対側は一昨年の夏にこういう形で同じように、私たちも見に行っただすけどかなり竹が生えております。

ちょっとこの案件とはあれなんですけど、制度的に、今の状況ではこういう植林とかそういう転用をする以外に地目を変えることはできませんけども、制度的に「非農地証明」というのがございまして、こういう竹林とかこういう木が生い茂った農地については、もう農地として復旧できないというような農地につきましては、現地確認の上、総会の中で、その了解を諮問、諮って確認ができれば、農業委員会のほうで非農地証明というのを出すことができます。その証明をもとに法務局で地目を変えることができます、山林にですね。そういう方法もありますので、今後中山間地域あたりの耕作放棄地、あるいは竹林が侵食してきているところにつきましては、そういう非農地証明の対応も必要ではないのかなというふうに考えております。

今年度につきましては、特に農業委員さんは夏場ぐらいになるかと思っておりますけども、耕作放棄地の1筆調査あたりをまたお願いしようと思っておりますので、このぐらいで、いろんなその非農地証明の議論をして、何とかこういうところについては、もう里山に返すというか、そういうことも必要じゃないかと思っておりますので、今後この非農地証明につきましては、ぜひ委員の皆様方に情報提供しながら、この制度の活用をしていけたらなというふうに考えておりますので、もう少し、私たちが少し勉強する時間が必要ですので、こういうこともあるということで利用していただければと考えております。以上です。

○13番(本田多美子君) その非農地証明の制度でいつからあるんですか。

○事務局長(永井正治君) 平成21年の農地法の改正からです。本来であればそのとき取り組めるあれだったんですけど、なかなか非常にその判断というのが難しいもので、今やっているのが玉名管内では、和水町が少しやっているのかなというふうに思っております。

もう全然農地に戻れない農地というのがほとんど中山間は多いです。ですから、植林とか杉の植栽とかしてあるけども、実際もう何十年もそのままになっている畑というのがいっぱいありますので、そういうところについては、この非農地証明でもっていけばですね。

特にこの登録免許税がかかりますけども、地目変更する場合はですね、通常の場合は。この非農地証明でする場合については、これはちょっと免除されるというよ

うな特例措置も出ております。個人でするのは大変ですので、多少、代書人に依頼する分の金がかかるかと思えますけども、そのへんは情報提供しながら進めていきたいというふうに考えております。

○7番（永田知博君） 局長、前、耕作放棄地を解消するために補助金がありよったやなかですか。この場合は非農地ということにすれば、それは適用されんわけでしょう。農地じゃない、農地じゃないていうとこはないばってんですね、もともとの水田あるいは畑として使いよったやつを、今度は植林だけん山ていうかそういうふうにするわけでしょう。そすと、農地は農地かもしれんけども、そういうのの補助金制度ていうのはもうないわけですか。

○事務局長（永井正治君） 例えば、畑あたりを非農地証明で山林という形に地目を変えれば、もう農地じゃないものですから、耕作放棄の解消の補助金というのはいないです。あくまでも畑や田を耕作放棄されたのを整備して、またもとに戻すというときには、この耕作放棄地というその賠償制度はありますけども、ただ、この非農地証明をすることによってですね、農業委員会でその現地調査なり総会にかかる費用というのがまたかかりますので、その分については10a当たり2,000円だったかな、補助金で、制度的にはその事務処理費としてですね。

○33番（谷川文武君） 非農地ていうと今、山林ておっしゃったですばってん、雑種地も入るわけですか。雑種地ていうたもうなかですか、雑種地ていうのがあったでしょう。

○事務局長（永井正治君） そうですね、雑種地にすれば、それを畑にしとったほうが税金も安かし、どうせ山林にされると思いますが、全然山林と畑と雑種地ていうと固定資産税の評価が変わりますので、通常は山林ですね。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○27番（植田勇一君） 今の件ですけれども、非農地証明をとったあとの農地ですね、これは変更は自由になるわけでしょう。農業委員の手を離れるわけですね。ということは、宅地変更でも何でも自由にできるということですね。

○事務局長（永井正治君） いや、非農地証明ですから、あくまでも山林化しとるということですから、山林という。

○27番（植田勇一君） いえ、今言われた雑種地にも変更できるということであれば、雑種地はそのまま宅地変更できますので、その非農地証明で、農業委員会の許可が通りにくいというような場合は、非農地証明とって宅地変更ができるということでしょう。

○事務局長（永井正治君） あくまでも非農地証明は山林として認めてしますので、山林に1回登記したあとはもう農地じゃありませんので、その部分を宅地に変更しよ

うがなんしようがはもう。

○27番（植田勇一君） それは本人の自由ですね。

○事務局長（永井正治君） そうです。ですから、あくまでも非農地証明できない宅地というのは。

○27番（植田勇一君） 一旦雑種地か山林に変えて、そして農地の手を離れて、あとは個人の自由で売買もなんも宅地並みで売っていいということですよね。

○事務局長（永井正治君） それは宅地並みで売れるかは場所次第。ただ、宅地というのは、あくまでも山林とか、そういうのから宅地に変える場合は、あくまでもその上に構造物があって宅地として認められん限りはですね、法務局は宅地にしません。

○27番（植田勇一君） それはそうですよ。ただ、うちが横島なんですけれども、丘があってもう雑木林のごんなとっです。当然宅地に変えればすぐできるわけですよ。それが畑になとっです。

○事務局長（永井正治君） 現状として宅地にしようと思えばできるけども、登記はあくまでも、そこに物が建たないと宅地には法務局が受け付けませんので。

○27番（植田勇一君） それはそうなんですけども、家を建てるという前提ですわけでしょう、いつも。それで建物の許可申請をとって、これをしますということで宅地変更するわけでしょう。

○事務局長（永井正治君） いや、建物が建ったあとですね。

○27番（植田勇一君） 建ったあとて、なら通らんならどがんすつとですか。

○事務局長（永井正治君） だから、建物が建ったあとじゃないと宅地への地目変更の登記は受け付けない。現地を見に来るですもんね。建物が建つとらんと、法務局は宅地にしません。ですから、あくまでも上に何も建つとらんとに宅地にしますていうても宅地にはできないんです。だから、いつまでも家が建っても宅地変更登記をしなきゃ底地が畑のまま残とつとあっじゃないですか。

○27番（植田勇一君） それは今でもありますね。

○事務局長（永井正治君） だからですね、宅地にできないから雑種地にという感じになるわけですね。雑種地に例えば住まいを建てる。建てたあとこれを宅地にしようとしたときには、法務局から現地を見にきて、家が建ってたり小屋が建ってたりすれば、確認した上で宅地への変更はできるという形です。ですから、上も何もなければ、現状が宅地だろうがなんだろうが宅地にはできません。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙

手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第27号について許可相当と意見決定することに決定しました。

議第28号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第28号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、親子関係の使用貸借で、申請物件が横島町の田241㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種のうちは原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるというようなことで、例外的に許可が可能であります。

2番、申請物件が中坂門田の畑192㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が伊倉北方の畑543㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の田336㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、親子間での貸借で、申請物件が岱明町の田216㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が天水の畑202㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、都市計画等に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、夫婦間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑1,584㎡のうち716㎡で、転用目的が49.68kwの太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が溝上の畑381㎡で、転用目的が11.84kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、親子間の使用貸借で、申請物件が石貫の畑130㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、賃貸借の物件で、申請物件が岩崎の畑216㎡外2筆、計543㎡で、転用目的が15台分の駐車場です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が大浜町の田365㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が岱明町の畑404㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上12件、4,269㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より説明をお願いする前に、これも1番につきまして顛末書が添付されておりますので、朗読をお願いします。

○係長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、1番の説明をお願いいたします。

○26番（小島昌文君） 1番についてご説明いたします。

土地を購入しさらに土地を造成し拡張しましたが、登記する際に字図の誤りが判明しました。登記してある面積の現状は通路となっており、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 2番。

○13番（本田多美子君） 譲受人は現在、町営住宅に家族4人で住んでおられますが、手狭となり、出身地であるこの地に個人住宅を新築したいということで申請されました。転用面積の畑の面積は192㎡ですが、隣の隣接地に親族から贈与で受けた土地があり、そこを建物の敷地とされます。給水は上水道を利用し、排水は合併式

浄化槽を設置して側溝に排水します。周囲はU字型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、近隣農地への被害がないように処理されるということです。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番。

○12番（坂西孝之君） 個人住宅でございます。給水方法といたしまして、下水道を利用するということでございます。排水方法につきましては、汚水は敷地内に雨水の枡を設置して、生活雑排水は合併浄化槽を利用して側溝に接続するという事で、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。

○4番（西川英文君） 4番の案件につきまして説明いたします。

ここは以前、分筆転用したところの残りの田の部分です。場所はJ A玉名旧築山支所の横で、個人住宅が付近に建っております。上下水は市の上水道、下水道につながということで、転用につきましては何ら問題ありません。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 5番については顛末書が添付されておりますので朗読をお願いします。

○係長（二階堂正一郎君） — 5番の案件について顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 5番の説明をお願いします。

○20番（福田友明君） 5番の案件について説明いたします。

借人は会社員であり、また、貸人の一人娘であります。現在玉名市の六田の賃貸アパートに夫婦と子ども2人の計4名の家族で住んでおられますが、子どもの成長とともに手狭となり、住宅の建築を検討されましたが、適当な代替地がないために、また親の希望でもあり、ぜひ近くに建ててほしいとの要望でもありましたので、隣接する土地に建てることとなりました。転用目的と面積は、個人住宅で216㎡であり、第2種農地で農用地の区域外であります。建設する住居は、木造瓦葺き平屋建てで、用地には、先ほど説明がありましたとおり、父が無許可のまま建てたものであります。

申請地は、県立玉名工業高校の南側に位置し、周辺は閑静な住宅地で、生活環境としては便利な場所でもあります。給排水計画ですが、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水は、本年25年10月に完成予定の市の公共下水道を接続し、排水する計画です。雨水につきましては、雨水枡を設置し水路に放流するが、将来市道の側溝が設置されれば、道路側溝へ流す計画であります。被害防除計画ですが、既に既存の境界壁があり、土地の造成の必要もなく、土砂の流出の恐れはありません。今回建設する建築物は、隣接地から十分な間隔があり、隣接所有者及び周辺への被害

はないと考え、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 6番。

○4番（西川英文君） 6番の案件につきまして説明いたします。

場所は、旧玉名市営住宅地の跡、ナフコの近くですね。そこが今、更地の状態であるわけですが、そこに平成27年度を目標に障害者支援施設ですか、就労支援施設とか宿泊施設を造る予定だそうです。そのための大型車が入るための進入路を転用したいということです。ほとんど住宅地と住宅の間にある道路で、市の市道が入っておりますけども、ちょっと道が狭いということで、その市道の接点、横のほうを202㎡残っておった農地を道路に転用したいということで、別段問題もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○18番（荒木まつ子君） 太陽光発電システムのためのパネル184枚を設置するものです。自宅に隣接しており、周りには耕作物もなく何も問題もないものです。自宅に隣接しており管理しやすく、周囲にはフェンスを建て土砂の流出を防ぎます。何も問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 8番。

○17番（鎌本勝利君） この案件について説明します。

この土地は最初、譲渡人がみかん栽培をしていたのですが、イノシシの被害によりみかん栽培ができなくなり困っていたところ、すぐ隣の譲受人が被害のない太陽光発電設置場所としてふさわしい場所であり、電力不足を少しでも補うことができると選定した事業用発電機を11.184kw、パネルは48枚、設置面は現況とほとんど変わらない状況であり、敷地の雨水については、周囲に土手約20cm程度、自然浸透を図り、周囲に流出しないよう対策を講じるとのことです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 9番。

○2番（取本一則君） 使用貸人と使用借人は親子関係でございます。使用借人は現在町のほうの貸家に夫婦で生活しておりますが、今度お子さんが生まれるということで、地元の父の土地であるところに家を建てたいと。石貫小学校に子どもをやりたいということでの申請でございます。この申請が上がっております、申請が上がっております土地につきましては、畑地と、地目が畑ということで面積で、この申請の転用後は通路として使いたいということでございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、建物はこの現在、今日上がっておりますこの130㎡の土地4188-1に隣接する山林の土地に家を建てると。地目は山林でございます。その山林の土地が440㎡で、その土地に130㎡ぐらいの平屋の建物を建てると。この

通路に転用後は側溝を埋設しまして、それに隣接している玉名市の市道の側溝に接続して、宅地内の雨水につきましてもこの側溝に流すと。家庭雑排水につきましては、浄化槽を設置して、この玉名市の市道に、この通路に埋設されました側溝を経由して玉名市の市道に放流するということでございます。この地域はほとんど新興住宅地みたいなところでございまして、もう数軒じゃなくて十数軒家が現在建っております。何の問題もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○3番（清田順次君） 10番の案件についてご説明を申し上げます。

賃借人マルエイの岩崎店、南側に従業員駐車場15台分を建設するものです。5年前に形状変更が届け済みでございます。排水性の舗装で施工をするというふうなことでございます。西の隅に排水口を設置し、その上水を水路に流すというふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、11番。

○7番（永田知博君） 11番の案件についてご説明いたします。

まず、4月30日に事務局同道の上、地元農業委員で現地調査を行いました。まず、譲渡人、譲受人、これは親子でございまして、今、父親所有の農地にこの息子さんの個人の住宅を建てるということでございます。

まず、最初に土地の選定理由といたしまして、現在申請地に隣接する父親所有の建物で、両親、姉そして夫婦、計5人で同居しておりまして、建物は古く手狭になり、何かと不便であり、夫婦で住宅建設を検討したそうでございます。譲受人は一人息子でありますので、住宅を建てるならばぜひ近くに建てて、両親が年をとっても後々面倒をみてもらうのに便利ということで、父親所有の農地を110坪ほど分筆して、そのあとで贈与してもらうということになりました。申請人夫婦が将来近くにおりますと両親も安心ということで、この土地の選定理由が書かれております。

まず、計画の概要でございますけれども、転用する土地は360㎡のうちの110坪で、建設予定の床面積は123㎡、施工面積は125㎡でございます。そのほかの部分、駐車場及び住宅の庭園として利用をするということで予定してあります。

また、住宅への進入路といたしましては、現在父親の宅地の一部を借りる計画になっておるようでございます。土地の周囲との土地のレベルに約1mほど盛り土をして工事をするという予定になっております。住居は木造平屋建でございまして、そのほか駐車場、あるいは住宅の庭園ということで約10坪が計画されております。

給排水計画につきましては、飲料水は市の上水道、また、雨水や生活雑排水は浄化槽を設置いたしまして一旦浄化した後に、上水を申請地に隣接する付近の住宅な

どが利用しております既存の排水路に直接放流する計画になっております。この上水あるいは建築に際しまして、周囲に迷惑がかかるような、被害をかけるような恐れはありません。

以上説明いたしましたとおりでございますので、現地調査の結果も本件を許可相当と判断いたします。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 12番。

○23番（小路修三君） 計画地は、私の近所で、個人住宅を建築する予定です。小学校にも近く、また自分の実家にも近く、将来的なことも考え選定したということでございます。事業面積は404㎡、一部2階ですね。給排水は、市の上下水道で給水は市の上水道、生活雑排水は市の公共土木により行っています。雨水は雨水枡により側溝に流すということです。何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第28号について許可相当と意見決定することに決定しました。

議第29号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第29号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画の案のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから26ページまでの84件の案件です。所有権移転が9件の2万8,718㎡、利用権設定が75件の23万1,616㎡で、合計84件の26万334㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第29号は、原案どおり意見決定することに決定しました。

報告第8号から報告第11号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 27ページをお願いします。

報告第8号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は38件の解約の通知を受理しております。

続きまして、37ページをお願いします。

報告第9号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は4件の届けを受理しております。4件とも1m程度の用地で野菜畑として利用されるものです。

次に、報告第10号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農作業機械類等を保管する農業用倉庫建設の2件の届けを受理しております。

次、報告第11号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会及び県知事許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成25年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、基盤強化法第3条による所有権移転の許可を得たが、1件は基盤強化法での申請ができることがわかり、契約の変更をするというものと、もう1件は、玉名市で認定農業者の認定を受けた上で、基盤強化法での契約を結ぶために返納されるものでございます。以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

その他で何かございませんか。はい、どうぞ。

○4番（西川英文君） 今日では顛末書がかなり付いたと思いますけども、顛末書の取り扱いについて、この委員会においても温度差があつて見受けられます。最後に議決される場合に議事録には少数意見で反対意見もあつたと、あるいは、反対と言わずともちょっと条件の提示があつたということ記録してほしいと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○33番（谷川文武君） 以前から始末書あたりかなり出とつてますが、なんか始末書が出てきた以上は、やっぱり手続きする本人がやっぱり来て、ここに来てやっぱり説明するぐらいのあれがいつとじゃなかですかね。

○議長（東 令佐君） 今の意見ですが、どのようにするのがいいですか。皆さんの意見は。 はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 今の意見で、目に余るような顛末、顛末処理というか、それを顛末書を出されるような案件だったらですね、さっきの問題じゃないけど、プロの方はプロだけ何でもわかるとらすて思うとですけどね。今言われたごて、そういうところが見てわかるようなことをなされた場合は、一度やっぱりこっちに来てもらうほうがようはなかですか。

○議長（東 令佐君） その判断ですが、事務局に任せてもろてよかですかね。

○事務局長（永井正治君） はい。検討します。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○14番（森川正志君） よかですか、もう一点、私は新人でよおとわからんですけど、この委員さんの説明のときに、大体この申請人の名前を实名で言っているものかどうか、私これは一度聞いたかったんですけど、どうですか。

○事務局長（永井正治君） 説明につきましては、譲渡人あるいは譲受人、そういう形で、实名は呼ばないように、というのが議事録に残りますので、個人情報とかもありますので、今後は気をつけていただきたいと思います。今までにつきましては、实名に上がった分については、議事録のほうで最終的に修正をしておりますので、そうですね、私に来る前にそのへんの申し合わせはできたと思いますけど、今度8月に代わられて、そのへんの徹底ができておりませんでしたので。それと「許可相当と判断します」という締めくくりでお願いしたいと思います。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○27番（植田勇一君） 27番の植田ですけれども、農業委員会の総会の開始時間なんですけれども、2時から大体4時過ぎまで、4時前後なんですけれども、これを1時間ぐらい遅らせてもらうわけにはいかんでしょうか。

- 議長（東 令佐君） 理由はなんですか。
- 27番（植田勇一君） 理由はですね、昼の時間の1時間がほかの仕事もできるし、帰ってから4時では何も間に合わんと。だから昼の時間をちょっと長くしたいという意見の方が多かったですよ。
- 議長（東 令佐君） 皆さんはどうですか。
- 12番（坂西孝之君） 私は逆に1時間前に持ってきたが私はいいと思います、逆に。
- 議長（東 令佐君） 逆に早くしたほうがいいということですね。
- 10番（坂本誠二君） 私はハウスしてますけども、時間的にはですね、今ぐらいがちょうどいいと思うんですよ。というのは、4時から今から涼しくなるんで、仕事から違うんですけども、皆さんの意見がなかったら現状のままでも私はですね、1時からというのはちょっとバタバタして。
- 議長（東 令佐君） 例えば1時間遅らせた場合、事務局も残業してもらわなくなったりするけんですね、一番いいのは今、現状維持が一番いいんじゃないですか。いろいろ意見はあると思うばってん。
- せっかくの意見ですが、冬場になつとしゃが夕方になると大分遅うなるですたいね。現状維持でどうですか。
- 7番（永田知博君） そらもう複数意見もいろいろあるでしょうけど、現状でいいですよ。
- 議長（東 令佐君） はい、なら現状維持で。
- 事務局長（永井正治君） それでは、その確認をさせていただきたいと思います。顛末書あたり、始末書あたりの取り扱いについて、議事録に意見ありという文言を、出てこいということですので、実際にそういう意見もあったということで入れたいと思います。
- それと始末書の場合には総会に出席して報告する、案件次第で事務局にお願いするということですけども、事務局からというよりも、現地調査を行いますので、現地調査で農業委員さんも一緒に現地を見られるわけですので、地元委員さんもですね。かなりひどい場合、あるいは、当然それは出席してお断りを入れていただくような案件については、一応確認をした上でそういうふうにしたいと思います。
- それと、私たちも受付業務の中で、少し甘いところもあるのかなというふうに思いますので、今後その申請の受付については、十分審議してから受け付けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。
- 2番（取本一則君） 今、事務局長のほうからありましたけど、以前は、地元委員さん、事務局、それと農業委員会の会長、それがおって、ひどい人には呼び出して、事務局で大分やったことあります。私が係長のときはたいぎゃやられました。「受

話器ばそのまま握っとけ、じっとしとけて、すぐ出ちくるけん」て。だけんそういう人が不動産業者あたりでもいろいろ強い人がおられますので、事務局だけではです、とてもできないから、そのときは会長さんと地元委員さんが一緒になって、その別室でそういう人たちを呼んでですね、「おたくが腹かきなはっとはわかるばってん、こうこうだけんそら出してもらわにやでけんすばい」ていうこつば、事務局にはやっぱですね、齒っかみだしてくつとですよ。「受話器ばそのまま握っとけ、すぐ出ちくるけん」ていうごと。ばってんそこに会長と地元委員、農業委員あたりがおつとですね、ちった穏やかになってから、そして、おたくばそういう責めたごつ言いよつとじゃなかつですよ。そういうちゃんとかういう決まりがあるけん、ぴしゃつと出してこれんですかて、人もあるけんていうごとすつと、あとからお茶どん飲んでゆた一つと帰つてもろてですね、してもらいよつたことも大分ありますけど、そこらあたりでやっぱり事務局に何もかも負わしかけては大変だと思しますので、地元でそういうのがあつたときは、地元委員さんと農業委員会の会長あたりが会長の権限で許可するわけですけん、やっぱりそこらあたりは大分違うです。私はそういうふうに関後やつてもらつたらなあというふうに関つております。

だから、現地立会いのか、地元委員さんもその付近ば相手に、そのときも少しは言つて、私が議案として出すとだけん、ちゃんとしてもらわんと許可で、ほかん者が委員会の中で許可が下りんのかのありますけん頼みますよて、そがんしてくださいていうごたつとば言うて、そるばせんのかにはやっぱり呼び出さなんですよ。そして、とうとうあがせんだったけんが、許可下りんだったもんなて、継続審議になつとるけんちよつと出てきてくれんですかていうごた話もせなかん。

○議長（東 令佐君） 今ちよつとですね、会長権限ていうことばってん、私はそういう気持ちは持つとらんとです。

○2番（取本一則君） 私が言うことは、会長の名前で出すて。だからみんなのトップていうことです。

○議長（東 令佐君） あくまでも農業委員会の権限でということをお願いします。ほかにございせんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議、報告を終わります。慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 4 3 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年5月7日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 福田 友明

農 業 委 員 田上 一